

## 青森県アスベスト問題対策本部 第4回会議の議事概要

日 時 平成18年 2月21日(火) 9:00～9:20  
場 所 第三応接室  
出席者 本部長(副知事)、副本部長(出納長)、その他本部員

## 議事の概要

## (1)アスベスト対策の進捗状況について)

環境生活部長:アスベスト対策の進捗状況についてご説明します。資料1をご覧ください。

県有施設等における吹付けアスベスト等使用実態調査結果についてです。最終調査を行ってまいりました県営住宅について、去る1月30日には、新たな使用なしと判明したことにより、県有施設全ての調査結果がまとまりました。その結果、吹付けアスベスト等の使用があった施設は、過去に措置したものを除くと32施設となりました。

次に、資料2をご覧ください。

吹付けアスベスト等の使用があった32施設について、必要な対策の種類や終了予定時期をまとめております。特に、除去や囲い込みなどの早期実施が求められていたA区分及びB区分の23施設については、8施設が既に措置を完了しております。残る15施設も年度内又は18年度に措置が完了する予定です。今後、予算補正などを経て確実に対策を実施していくこととなっています。

次に、資料3をご覧ください。

昨年12月に策定したアクションプログラムについて、その後の進捗状況に応じた改訂をしております。なお、改訂部分は、朱書きにしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

資料4をご覧ください。

「大気汚染防止法施行令」が改正され、3月1日から施行されることになりました。改正内容は、1点目は、規制の対象となる特定建築材料に、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材を加えたこと。2点目として、規制の対象となる解体建築物の面積規模要件を撤廃したことです。この改正により、県に対する解体等の届出はこれまでの3倍以上になると見込まれており、環境生活部といたしましては、届出を受けて、必要な事前指導や立入調査、敷地境界でのアスベスト大気濃度測定など、解体等の現場におけるアスベストの飛散防止対策が適正に行われるよう指導を強化していくこととしています。

以上が、アスベスト対策の進捗状況についてです。

本部長(副知事):資料2にありますように、A、B、C、Dの区分に基づいて、それぞれ措置状況がなされておりますが、農林水産部から順に報告して下さい。

農林水産部長:1番目の「つがる家畜保健衛生所」については、3月20日に除去することで進めております。2番目の「むつ家畜保健衛生所」については、2月補正予算で措置し18年度に除去したいと考

えております。

教育長次長：学校関係は、今まで制度がなかった高校も含めてすべて補助事業で対応することとなり、A、B、C、D含めすべて実施することとしております。D区分の2施設については、今後使用することがない、あるいは誰が使用するか決まっていないため、管理の状況です。その他の施設はすべて除去することで対応することとしています。

環境生活部長：環境生活部におきましては、2月補正予算で措置し、5月頃までには除去したい考えております。

県土整備部長：県営住宅につきまして、B区分となっておりますが、入居者の安全・安心に万全を期することとしております。まず、11月補正予算で措置しました3戸48戸については、3月末までに実施することとしたい。それ以外の13棟216戸については、2月補正予算で措置し、7月末としておりますが、できるだけ早く実施したいと考えております。

警察本部長：法医科研究室については、17年度中の除去としております。外壁、渡り廊下については、定期点検による管理としております。交通管制センターは18年度内に除去の予定です。

総務部長：総務部が所管する県有施設は85ございいますが、吹き付けアスベストの使用があるのは八戸合同庁舎本館一つであります。これについては、17年度中に除去作業が実施できるものと考えております。

本部長(副知事)：それぞれ各部から報告を受けましたが、今のところ順調に措置が進んでいることだと思います。いままでの説明について、ご質問、ご意見ございますか。(「なし」の声あり)

## (2)その他)

環境生活部長：資料5をご覧ください。

市町村等の所有施設における吹き付けアスベスト等使用実態について、1月31日現在の状況をとりまとめました。吹き付けアスベスト等の使用施設は180施設、うち除去等の措置済みは41施設、措置していないものは139施設、分析中のものは13施設となっております。

資料6をご覧ください。

既に公表されている各省庁の調査結果から、県有及び市町村有を除いた、民間等の施設について、状況等を整理いたしました。

資料7をご覧ください。

いわゆるアスベスト救済新法の概要です。本法は、3月下旬に施行されることとなっております。また、本県に関わる部分としては、救済給付のための基金への拠出や、保健所における申請・請求の受付業務が求められています。

資料8をご覧ください。

国においては、「アスベスト問題に係る総合対策」として、今国会で、大気汚染防止法、地方財政法、建築基準法、廃棄物処理法を一括改正しており、その概要は別紙のとおりとなっております。地方財政法の改正によりアスベスト除去工事等も起債対象とすることが可能となりました。また、建築基準法

の改正により、増改築の際の除去等が義務づけられることから、今後、民間建築物での対策が促進されるものと考えられます。

その他に関しては、以上のとおりです。

本部長(副知事):ただ今の説明について、ご質問、ご意見はございますか。(「なし」の声あり)

( 本部長指示 )

本部長(副知事):以上の報告のとおり、県有施設等に係る調査及び対策については適切な措置が採られることとなったものと認識しておりますが、国においては、今国会において、新法が制定され、また、関係法令が改正されるなど、これから本格的な対策が講じられていくこととなります。

2月補正については、総務部長が的確に判断し、今後とも県有施設についてはキチッと対応するようにはしていただきたいと思えます。また、国も補助事業を実施したり対策を講じているようですから、それらを活用できる場合には十分活用し、県の財政負担が少しでも軽減されるよう努力していただきたいと思えます。

県としての対応を的確に進めるため、国の取組等の迅速な情報収集に十分留意し、今後とも、各局管の連携を密にして、全庁一体となってアスベスト対策を推進するよう指示して、議事を終了します。